

令和7年第1回衣浦東部広域連合議会臨時会

議 案 書

(令和7年5月30日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
同意第 1 号	監査委員の選任について（議員選出監査委員）	1
議案第 9 号	衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 1 0 号	衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 1 1 号	財産の取得について（高機能消防指令センター総合整備）	9
議案第 1 2 号	財産の取得について（化学消防ポンプ自動車 II 型）	1 1
議案第 1 3 号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	1 3
報告第 1 号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1 5

同意第1号

監査委員の選任について

令和7年5月13日をもって監査委員藤浦伸介が辞職したので、後任として次の者を選任したい。

上記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

記

住所非公開

佐原充恭

生年月日非公開

同意第 1 号参考資料

略 歴

経歴非公開

議案第9号

衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第12号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置を講じたことにより意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に鑑み、改正を行う必要があるため。

議案第10号

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第22条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第22条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条

第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、改正を行う必要があるため。

議案第 11 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 5 月 30 日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩
記

1 取得する財産

(1) 種類 高機能消防指令センター総合整備

(2) 数量 1 式

2 取得金額 金 1,603,800,000 円

3 契約の相手方 名古屋市中区錦一丁目 17 番 1 号

NEC ネットエスアイ株式会社 中日本支社

支社長 山本 朗

4 契約の方法 指名競争入札

—提案理由—

この案を提出したのは、衣浦東部広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、必要があるため。

入札執行調書

件名	高機能消防指令センター総合整備 1式		
納入場所	衣浦東部広域連合消防局ほか		
入札場所	衣浦東部広域連合事務所 1階会議室		
落札業者	NEC ネットエスアイ株式会社 中日本支社	最低入札額	1,458,000千円
		消費税及び地方消費税の額	145,800千円
		落札額	1,603,800千円
指名入札業者	第1回	第2回	第3回
開札日時	令和7年4月3日(木)		
	午前10時35分		
	千円	千円	千円
NEC ネットエスアイ株式会社 中日本支社	1,458,000	落札	
株式会社日立製作所 中部支社	辞退		
富士通 Japan 株式会社 東海公共ビジネス部	辞退		
株式会社富士通ゼネラル 中部情報通信ネットワーク営業部	辞退		
沖電気工業株式会社 中部支社	辞退		
日本無線株式会社 中部支社	辞退		

備考 「落札額」は、最低入札額に100分の10に相当する額を加算した額である。

議案第12号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和7年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩
記

1 取得する財産

(1) 種類 化学消防ポンプ自動車 II型

(2) 数量 1台

2 取得金額 金76,780,000円

3 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号

株式会社モリタ 名古屋支店

支店長 土居 典生

4 契約の方法 指名競争入札

—提案理由—

この案を提出したのは、衣浦東部広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

入札執行調書

件名	化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）1台購入		
納入場所	衣浦東部広域連合消防局		
入札場所	衣浦東部広域連合事務所 1階会議室		
落札業者	株式会社モリタ 名古屋支店	最低入札額	69,800,000 円
		消費税及び地方消費税の額	6,980,000 円
		落札額	76,780,000 円
指名入札業者	第 1 回	第 2 回	第 3 回
開札日時	令和 7 年 4 月 3 日（木）		
	午前 10 時 10 分		
株式会社モリタ 名古屋支店	円 69,800,000	落札	円
平和機械株式会社	70,900,000		
日本機械工業株式会社 名古屋営業所	72,500,000		
小川ポンプ工業株式会社 名古屋出張所	74,900,000		
長野ポンプ株式会社	75,000,000		
日本ドライケミカル株式会社 名古屋支店	77,700,000		

備考 「落札額」は、最低入札額に100分の10に相当する額を加算した額である。

議案第13号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和7年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩
記

1 取得する財産

(1) 種類 消防ポンプ自動車

(2) 数量 2台

2 取得金額 金86,900,000円

3 契約の相手方 名古屋市中区金山二丁目1番5号

平和機械株式会社

代表取締役 小野 寛利

4 契約の方法 指名競争入札

—提案理由—

この案を提出したのは、衣浦東部広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

入札執行調書

件名	消防ポンプ自動車2台購入		
納入場所	衣浦東部広域連合消防局		
入札場所	衣浦東部広域連合事務所 1階会議室		
落札業者	平和機械株式会社	最低入札額	79,000,000円
		消費税及び地方消費税の額	7,900,000円
		落札額	86,900,000円
指名入札業者	第1回	第2回	第3回
開札日時	令和7年4月3日(木)		
	午前10時15分		
	円	円	円
平和機械株式会社	79,000,000	落札	
日本機械工業株式会社 名古屋営業所	83,200,000		
小川ポンプ工業株式会社 名古屋出張所	85,400,000		
長野ポンプ株式会社	88,000,000		
株式会社モリタ 名古屋支店	90,000,000		
丸八重整備株式会社	93,000,000		

備考 「落札額」は、最低入札額に100分の10に相当する額を加算した額である。

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月30日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

1 損害賠償額 金 5,500 円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和7年3月7日(金)午後4時58分頃

(2) 発生場所

安城市住吉町5丁目

(3) 経過

事後聞知火災事案に警戒出動し、現場に到着したが、付近に消防車両の駐車場所がないため、本事案の家人に了承を得て敷地内に進入したところ、雨水枡の蓋を破損した

3 相手方の損害の程度

樹脂製雨水枡の蓋1枚破損

4 過失割合

衣浦東部広域連合 100パーセント 相手方 0パーセント

令和7年3月25日専決

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

